

添付法令資料 3 :

自動車税 (PKB)、自動車名義変更税 (BBNKB) 及び重機械税 (PAB) の課税標準  
に関する2026年3月6日付インドネシア共和国内務大臣規則No.11 (目次)  
同年4月1日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 自動車税、自動車名義変更税及び重機械税の対象、主体及び義務
  - 第 1 節 自動車税 (第 2 条ないし第 5 条)
  - 第 2 節 自動車名義変更税 (第 6 条ないし第 9 条)
  - 第 3 節 重機械税 (第 10 条ないし第 13 条)
- 第 3 章 自動車税、自動車名義変更税及び重機械税の課税標準の計算及び更新
  - 第 1 節 PKB 及び BBNKB の課税標準の計算 (第 14 条ないし第 20 条)
  - 第 2 節 PAB の課税標準の計算 (第 21 条及び第 22 条)
  - 第 3 節 PKB、BBNKB 及び PAB の課税標準の更新 (第 23 条及び第 24 条)
- 第 4 章 雑則 (第 25 条ないし第 27 条)
- 第 5 章 経過規定 (第 28 条)
- 第 6 章 終則 (第 29 条及び第 30 条)